

平成23年11月25日
岡山市消費生活センター

岡山市南区(福浜学区など)で消火器の
販売・回収のトラブル多発！！

事例1:消火器の回収業者を装った勧誘

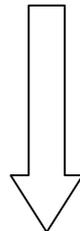
突然、「古くなった消火器ありませんか？」と業者が訪れたので、回収だけをお願いすると、「回収だけはできません。新しい消火器を買って。」と半ば強引に言われ、やむなく新しい消火器を購入した。

しかし、契約書の内容を何も説明もせず、最初から最後まで自分の会社名や自分の名前を一切言わなかった。不審に思うが、クーリングオフできるのか？

事例2:消防署の指定業者であるかのような勧誘

「消防署の指定を受けたものですが、古い消火器ないですか？」と訪れ、消防署の指定業者ならばと消火器を見せたところ、「この消火器は、もう期限が切れています。このままでは危ないですよ。」と不安をあおられて、消火器を契約してしまった。

後で家族から、「まだ消火器の有効期限は切れていなかったのに。」と知らされ、騙されたことに気づいた。



被害にあわないためのアドバイス

- ・事業者には身分証明書等の提示を求めましょう。
- ・一般住宅に消火器を設置する義務、点検する義務はありません。
- ・相手が脅迫的な行動に出たときは、警察に通報しましょう。
- ・万が一契約した場合でも、契約書を受け取った日を含めて8日間以内であれば、契約を解除することができます。

岡山市消費生活センター	
電話	(086)803-1109
相談日	月曜～金曜
時間	9時～16時

または

岡山県消費生活センター	
電話	(086)226-0999
相談日	火曜～日曜
時間	9時～12時、13時～17時